

令和7年度宮崎市企業における雇用対策支援事業業務委託仕様書  
(企画提案書作成用)

1 業務の目的

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、今後、本市の更なる労働力不足が見込まれる中、地域内の限られた労働市場を最大限活用し、地域経済の成長を維持することが求められる。そのためには、企業内の必要な人材の見直しや必要な人材に応じた採用方法の再検討、企業内の人的資源の振分け等、企業ごとの雇用対策を専門的な知見をもって分析し、各企業に応じた改善策の提案が必要となる。

企業の採用等の雇用対策に係る企業課題を探り、その解決を支援することで、企業の採用力・定着率・生産性、ひいては業績の向上が図られ、地域経済の活性化に資する事業を実施する。

また、市内企業の雇用対策に係る企業課題について分析し、本市の更なる企業成長支援策の検討に活用する。

2 業務内容

(1) 企業向けコンサルティングの実施

コンサルティングを希望する企業に対し、ヒアリング及び資料確認を実施し、現状の人材戦略の把握及び課題の深掘りによって、企業の実情に合った改善の方向性を提案する。

【実施時期】 令和7年7月から令和8年3月まで

【実施場所】 宮崎市

【実施方法】 初回の面談は、必ず企業訪問による対面で実施する  
2回目以降の面談は、原則として企業訪問による対面にて実施する

【対象者】 宮崎市内企業・事業所 [目標数 70社]  
(対象企業の選定にあたっては、本市との打合せの上決定する)

※コンサルティングの面談については、事業効果を最大限高められる職位の職員(経営者等)と行うこと

【実施回数】 1社につき3回程度

【実施内容】 対象企業へのコンサルティングについては、以下の流れを原則として行うこと

①現状分析(企業の採用活動の現状を分析し、課題の洗い出し)

②課題特定(企業の採用活動における具体的な課題の特定)

③解決策提案(企業の課題を踏まえ、具体的な解決策の提案)

【アンケート等】 コンサルティング実施企業へアンケート調査を実施し、効果の検証・分析を行う

※提案にあたっては、対象企業への支援について、支援の流れを「コンサルティングシート案」等で具体例を示して提案すること

## (2) コンサルティングに基づく報告書の作成

コンサルティング実施企業について、企業選定の経緯やコンサルティング実施日時、企業側の応対者、企業課題、それに対して提案した改善の方向性、改善策等を企業ごとに報告する。その際、コンサルティング実施企業が導入した、もしくは、導入を検討する人材紹介サービスがある場合は、該当サービスも記載する。併せて、コンサルティング実施企業の経営上の変化について、定量的に報告する（人員や予算充当等）。

また、市内企業の雇用対策に係る企業課題の傾向について定量的に分析し報告する。

## 3 委託期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

## 4 委託料（予算額）

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、委託料の支払いは、業務完了後とする。

## 5 留意事項

### (1) 一般事項

- ・ 業務全般を総括する企画運営責任者を置き、宮崎市（以下「本市」と記す。）及び関係者との調整窓口となり、円滑な業務の進行管理や意思疎通に努めること。
- ・ 月に1回程度、業務の進捗状況について報告すること。
- ・ 委託期間はもとより、委託終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等を他に漏らしてはならない。
- ・ あらかじめ本市と調整したスケジュールを厳守すること。
- ・ 支援企業から本事業で手数料などの利益を得てはならない。

### (2) 著作権等

- ・ 成果品の著作権はすべて本市に帰属する。また、本市が必要に応じて再編集・印刷・複製等ができるものとする。
- ・ 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。なお、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・ 企画運営にあたっては、肖像権や意匠権、著作権その他権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は一切の責任を負わないものとする。

## 6 協議

本仕様書について疑義が生じたとき、又は、定めのない事項や細部の業務内容については、その都度本市と協議すること。